

## S－GAP農場更新評価に関する事務処理要領（集団）

令和3年7月1日農林部長決裁

令和3年12月6日一部改正

令和6年10月31日一部改正

令和7年3月24日一部改正

令和8年3月24日一部改正

### （趣旨）

第1条 この要領は、S－GAP農場評価制度実施要綱（以下「要綱」という。）及びS－GAP農場評価実施要領（集団）（以下「集団要領」という。）第6条及び第7条に規定する実践集団及び実践集団plus（以下「実践集団等」という。）の事務局評価及び構成員農場評価の更新評価の際の事務手続きを定める。

### （更新申請の手続き）

第2条 実践集団等の更新を希望する集団は、原則として、要綱第6条第2項に規定する有効期間が終了する2か月前までに、S－GAP農場評価更新申請書【集団】（様式1）（以下「更新申請書【集団】」という。）に次に掲げる資料を添付し、原則として事務局所在地の存する市町村を管轄する農林振興センター所長に提出するものとする。

（1）添付資料1：組織体制図

（組織内での責任の所在と代表者等が整理されていること）

（2）添付資料2：構成員名簿

（氏名、フリガナ、住所、生産品目、作業人数が記載されていること）

（3）添付資料3：規約類（規約・マニュアル等）

（規約、生産・出荷マニュアル等、集団内での取決め事項）

### （集団評価）

第3条 更新申請書【集団】が提出された農林振興センターは、集団評価を事務局評価及び構成員農場評価の2段階で実施する。

2 事務局評価は、構成員の内部規約、ガイドライン等の遵守状況や構成員に対する事務局の管理・指導状況について評価する。

また、共同選果・販売等に関する生産工程についても併せて評価する。

3 構成員農場評価は、一部の構成員を選定し、当該農場のS－GAP実践状況について評価する。

（事務局評価）

第4条 事務局評価は、原則として事務局所在地の存する市町村を管轄する農林振興センターの評価員が実施する。

2 事務局評価は、S-GAP農場評価シート（要綱別添2）及びS-GAP農場評価判断マニュアル（事務局評価版）に基づき実施する。

ただし、要綱別添2及びS-GAP農場評価判断マニュアル（事務局評価版）を、別添1更新用S-GAP農場評価シート及び更新用S-GAP農場評価判断マニュアル（事務局評価版）に替えることができる。

3 ただし、別添1更新用S-GAP農場評価シート及び更新用S-GAP農場評価判断マニュアルを用いて評価を実施する場合でも、有効期間内に当該集団の組織体制や管理体制等に変化が認められ、その変化内容に関する評価項目が必須項目にならない場合は、該当する評価項目について追加で確認・評価を実施する。

また、組織体制や管理体制等に変化が認められなかった場合でも、必須項目以外から数項目を無作為に選択し、評価を実施する。

4 評価の結果、不適合項目があった場合、事務局は事務局評価実施日から1か月以内（是正期間）に、不適合項目の改善に努める。

（構成員農場評価）

第5条 構成員農場評価は、事務局評価を実施した評価員が全ての項目の評価が適又は是正期間内に改善することが確実であると判断した場合に、引き続き実施する。

2 構成員農場評価は、構成員名簿記載住所の存する市町村を管轄する農林振興センターの評価員が実施する。

なお、埼玉県外の構成員は原則として評価対象外とするが、埼玉県内に農業経営の本拠を構えている場合は、その限りではない。

3 実践集団

（1）構成員農場評価は、要綱第6条第1項に基づき、「S-GAP農場更新評価に関する事務処理要領」別添1更新用S-GAP農場評価シート及び更新用S-GAP農場評価判断マニュアルに基づき実施する。

その際、同評価シートの選択項目から数項目を無作為に選択し、追加で評価を実施する。

（2）評価対象数は、構成員数の平方根以上とする。

4 農林振興センターは、構成員農場評価の対象を構成員名簿から無作為に選定し、その結果を事務局に連絡するとともに、速やかに日程調整を行い、評価実施日を設定する。

（評価結果の通知）

第6条 農林振興センター所長は、要綱第6条第3項に基づき、S-GAP農場評価の結果についてS-GAP農場評価（集団）結果書（様式2）を申請者に通知する。併せて、実践集団等には、S-GAP実践集団評価書（集団要領様式3）を通知する。

2 S-GAP実践集団評価書に記載するS-GAPナンバーの付与方法は集団要領第8条2項のとおりとする。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

この要領は、令和3年12月6日から施行する。

この要領は、令和6年10月31日から施行する。

ただし、様式1については、従前の要領の様式を令和6年12月31日まで使用できるものとする。

この要領は、令和7年3月24日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。